

訓練の最初の里山、基本的臨床技能に限る
という条件付けがありまして、これはどう
いう意味なのかを教えていただきたいとい
う質問なんです。

というものは、シミュレーション教育とい
うものが、何かしら全体で理論的に、部分
的に学ぶんじゃない、実務のケースの全
体というものを志向しているのか。シミュ
レーションをする中で指導者が分割的、分
解的に指導できるということを志向してい
るのかということにも関わっているように
思いますので、ここで基本的臨床機能に
限った理由を教えていただきたいというの
が質問です。

宮下 基本的臨床技能というのが一体何
なのかということだと思いますけれども、
それぞれ固有のものがあると思います。規
準がありまして、いくつかの段階付けがし
てあります。第1段階というのは、それを
患者さんに行っても、それほど大きな害が
ないということです。それから第2段階は、
十分な注意をして行けば、それほど問題は
ないもの、あるいは指導者の監督の下であ
れば行つても許されるだらうというもので
すね。最後は、指導者がついていても、学
生などでは絶対やってはいけないという危
険度が高いものになります。

シミュレーション教育というのは、結局
はそれを行うための前段階ですから、すべ
てのものを網羅しているわけではありません
ので、そういった第1段階、あるいは第
2段階のうちのごく1部という領域に限つ
てシミュレーション教育が行われていると
いう意味でここでは使ったのです。具体的
に言いますと、薬剤を注入するのは医師
でないといけません。看護師でもいけませ
ん。ライセンスが必要になるわけです。靜
脈から採血するのを学生にやらせてもらいい
うということがあります。その

ん。ライセンスが必要になるわけです。靜
脈から採血するのを学生にやらせてもらいい
うということがあります。その

前段階としてのシミュレーション教育が必
要になってきます。それから、動脈から採
血しなければいけない場合は、静脈ですと放つておいても血液
止まってしまい、あまり被害はないのです
けれども、動脈から採血したときは、ちゃ
んと止血をしないといけないわけです。そ
うすると、ちゃんと医師の監督下でないと
いけないということになります。それは、
実際に完全なシミュレーションはできませ
んけれども、同じようなことはシミュレー
ターで訓練はできます。このように技能項
目を限つてのシミュレーション教育という
意味でございます。

司会 どうもありがとうございました。
第2部のパネル・ディスカッションのこ
ろで、いろいろ論点というものがあるとい
うことが甲斐先生の大変元気深いまとめて
指摘されていたと思います。倫理、論理、
技術について、法学と医学でやはり共通し
た課題、そして共通した学問としての、あ
るいは実務家としての課題というものを抱
えているなどというふうに思いました。ここ
で10分間の休憩をとりたいと思います。

法曹養成における 先端的シミュレーション教育の取り組み

第2部

模擬依頼者(SC)の活用と ペーチャル・ローフーム による法実務教育



鶴井尚也
関西学院大学
法科大学院教授

司会 それでは第2部に入ります。第
2部は、「法書収集における先端的シミュ
レーション教育の取り組み」というテーマ
設定です。まず最初に、関西学院大学の鶴
井先生に、「模擬依頼者、シミュレーター
ド・クライアントの活用とペーチャル・ロー
フームによる法実務教育」についてお話を
いただきます。

鶴井 ただいまご紹介をいただきました
関西学院大学で実務教員をしております
鶴井です。
パワー・ポイントのレジュメを用意してお
りますけれども、私のレジュメは、先ほど
りありますと、薬剤を注入するのは医師

からの他の報告と比べて、字ばかりだな
と思いまして、これはいかんと。字のこと
ちはできるだけ飛ばして、途中でビデオを
見ていたいたり、他のものを見ていただ
いたり、そういうものを混ぜて進めていく
ようにしたいと思います。

最初のほうのシミュレーション教育の意
義のあたりは、菅原先生のご報告等もあり
ましたので、簡単に済ませたいと思います。
ここに書いておりますように、実務科目と
いうのは、必ずしも知識を教えることが目
的ではない。むしろアウトプット型ですね。
法を使うということに意味がある。法を使
いながら思考するという科目です。

ただし、その場合にプロブレム・ソリ
ドと言われるもの、仮想事例を使った場合
でも、ペーパーの形で事例を与えて、何ら
かのものを起案させるとか、考えさせると
いうふうなことは、割と一般的に行われて
おります。法曹倫理教育でも単なる講義を
するのではなくて、事例を考えさせるとい
うことは割合よく行われていると思います。
これはもちろん理論を深めるということに
は大きい意味があるわけですが、限界があ
ることは間違いないですね。1つは、事案
が次第に動いていく立体性に欠けること
です。ペーパーになったものは、それに拘す
るよりあえずの答えを考えるということに

〈第2部 第1報告 資料〉

模擬依頼者(SC)の活用による法実務教育

～関西学院大学の動態的シミュレーション～
同法科大学院教授・弁護士
亀井尚也

1/16

1 実務科目の特徴

1 知識を教えるインプット型=目的ではない、

2 法規範→事実の順序=法の理解ではなく、

3 指導は法律基本科目以上に思考訓練の場である=正解はない

なつてしまふわけですね。時々刻々事案が動いていくということにはならないのです。2番目が、何と言ってもケースに生の人がいるわけではありません。法曹になるというからには、法曹の役割や倫理観は、やはり自分でやってみる、自分に物事が突きつけられるという体験を通してでないと、本当に得られないのではないかと、こういうことがあるかと思います。

この2つの限界を克服するものとして考えられるのが、臨床教育と言われているものですが、その中で代表的なのがリガル・クリニックですね。これは想像していくだければわかりますように、事案が動いていく。事件を受任するということになりますと、ますますそうですね。しばらく依頼者の方が事案と格闘しなければいけないということがあります。それから、もちろん人生の人間が出てくることがあります。緊張感が最大の特徴であるといつていかだと思います。そうするとシミュレーションというのは、どういう意味があるのかになりますが、クリニックはこの2つが文字通り体験できるというものです。

ただ、クリニックというのは限界があります。3つぐらいあるかなと思います。ケースが限定されるということ。少人数の学生でないと履修ができないという問題。それから、非常に大事なことですけれども、フィードバックというのだが、もちろんクリニックでも学生が取り組んで、教員と一緒にいろいろな事例について振り返ることをしますけれども、事件の当事者を入れた

フィードバックというのは、なかなか難しいといふことがあるわけです。生の依頼者ですので、今日の相談はどうでしたかとか、コメントを求めるわけにいかない。それから、事例の中で動いていく中でどんなことを考えたかというのは、当事者にそんなことを求めるのはなかなかできないわけです。

しかし、シミュレーションであればそういうことができるのですね。模擬依頼者を使つたシミュレーションでは、そういうことができるようになります。それからケースのコントロールがクリニックでは不可能であるといふことがあります。

シミュレーションは、この限界を克服する科目となりうるのですが、もちろんリティという点ではリガル・クリニックのほうが優るということなので、いかにしてリティがあつて、かつシミュレーションの特徴を生かしることができるのかを考えてきたということです。私たち関西学院大学ではそれを追求してきたということで、市民の模擬依頼者を活用する取り組みをしてまいりました。

その辺が前置きですが、関西学院ではこの科目だけではありません。民事ローヤリングというふうな科目以外にも、模擬裁判にも模擬依頼者を活用したりもしております。それから1年生でも基礎的なところを強化する段階ですけれども、実験的にシミュレーションを取り入れております。

ここで紹介するのは、民事ローヤリングという授業でやることです。ここだけが私のレジメで絵があるところですが、要するに学生が5人ずつ4つのグループに

いとすることがあるわけです。生の依頼者コメントを求めるわけにいかない。それから、事例の中で動いていく中でどんなことを考えたかというのは、当事者にそんなことを求めるのはなかなかできないわけです。

(2)臨床体験を主に用いる実習型科目
クリニック・ローヤリング(シミュレーション)など
＊意義：
①事業が動いていく立体性がある。
②リアルである(ケースに生の人が出てくる)
→緊張感のなかでケースと取り組むことを通じて、創造的問題解決能力を養い、法曹の倫理観や役割を理解する

4/16

2 実務科目の大まかな色分け

(2-1)リガルクリニックは、緊張感に満ちている
パニックは最も大きいが、限界もある。

- ・ケースの範囲が確定される多くの学生の難難
- ・当事者が入り口がハードルが不可能
- ・ケースのコントロールが不可能
- ・ケースのローヤリング(シミュレーション)は、この限界を克服する科目となります。

→市民の模擬依頼者(SO)を活用する関西学院大学法科大学院独特のシミュレーション教育

5/16

3 関学の民事ローヤリングの実践例

少人数グループ間の模擬交渉・模擬調停、模擬裁判とも模擬依頼者を活用したりもしております。それから1年生でも基礎的なところを強化する段階ですけれども、実験的にシミュレーションを取り入れております。

ここで紹介するのは、民事ローヤリングという授業でやることです。ここだけが私のレジメで絵があるところですが、要するに学生が5人ずつ4つのグループに

3/16

1 実務科目の大まかな色分け

(1)問題解決能力を鍛錬するためのプロブレムソリューションと起業を主に用いる演習型科目

*意義：具体的なケースを用いた法的知識や法的思考や法的論理についての問題意識を深めていく

*限界：
①事業が動いていく立体性に対する不足(ケースに生の人が出てこない)
②法曹の倫理觀や役割は自分が実体験を通じて受け取れる

なつてしまふわけですね。時々刻々事案が動いていくということにはならないのです。2番目が、何と言ってもケースに生の人がいるわけではありません。法曹になるというからには、法曹の役割や倫理観は、やはり自分でやってみる、自分に物事が突きつけられるという体験を通してでないと、本当に得られないのではないかと、こういうことがあるかと思います。

この2つの限界を克服するものとして考えられるのが、臨床教育と言われているものですが、その中で代表的なのがリガル・クリニックですね。これは想像していくだければわかりますように、事案が動いていく。事件を受任するということになりますと、ますますそうですね。しばらく依頼者の方が事案と格闘しなければいけないということがあります。それから、もちろん人生の人間が出てくることがあります。緊張感が最大の特徴であるといつていかだと思います。そうするとシミュレーションというのは、どういう意味があるのかになりますが、クリニックはこの2つが文字通り体験できるというものです。

ただ、クリニックというのは限界があります。3つぐらいあるかなと思います。ケースが限定されるということ。少人数の学生でないと履修ができないという問題。それから、非常に大事なことですけれども、フィードバックというのだが、もちろんクリニックでも学生が取り組んで、教員と一緒にいろいろな事例について振り返ることをしますけれども、事件の当事者を入れた

分かれているということですね。SCは模擬依頼者、Simulated Clientですね。模擬

3 開学の「ローマーリング」の実践例	
(1)情報・資料は模擬法律事務所ごとに別々 (2)学生弁護士による資料収集方法 →書類や取扱書類は教員が持つおき、求めに応じて出す。 (3)事情聴取から事業解決への流れ 事情聴取→受付→事業調査・法的検討→内閣証明の交換→方針説明→交渉→打ち合わせ→再交渉→調停(打ち合わせと調停期日を交える)→調停委員起案	7/16

依頼者がそれぞれのグループに1人ずつ来るということです。この矢印は、結局この

グループとのグループが交渉するということですね。同じ事例で違うグループでやることですね。同時に2つの交渉が行われる

こと。同様に、あるいはいろんな起案のようなものも実際に取り交わすというこ

とですね。適宜その間に打ち合わせをしな

ればできるわけですね。生の事例ではこういうことはありません。

そして、やり方として情報や資料は、も

ちろん模擬法律事務所ごとに別々に与える

ということですね。情報を共有することは

実際の事例ではありません。

それから、学生弁護士が何らかの資料を

収集しようとしたときには、実際の書証とか、取り寄せ書類というようなものは、最

初から与えないで教員が持つておくと。例

えば登記簿謄本のようなものであれば、学

生が法務局に取り寄せを出しますとい

うことを教員に向けて出すということです

ね。教員が、それではということで法務局

で登記簿謄本を出してあげるというふうな

こともあります。あるいは、依頼者的人が

持っていることもありますね。そ

いう場合は、依頼者的人にもちろん渡して

おきまして、弁護士からこういうものがあ

りませんかと言われたら、その依頼者の人、

が今度持ってくるというふうにするわけです。持っていないものを、時々持つていま

せんかと言われたりするので、当然持つて

いておかしくないものを言われた場合に

は、慌てて教員が次の授業までにつくた

りすることもございます。

流れがその下に書いてありますが、特徴

は交渉とか調停という場合に、学生同士の

交渉は1つの場面ですけれども、その後

があるということですね。事情聴取、それ

から引き受けることがあります。そ

れから、学生自身がもちろん検討する、調

査をすることもあります。間には内

容証明の交換とか、あるいはいろんな起案

のようなものも実際に取り交わすというこ

とですね。適宜その間に打ち合わせをしな

がら進めていくと。例えばこういうふうに

交渉を経て調停をやって調停が成立する

いうふうな授業ですと、その間に何度も何

度も模擬依頼者と学生が打ち合わせをいた

します。ですから、本当の事件のようにや

ります。まずは、學生が状況を報告して、場合に

よっては説得をすることですね。本

当に調停まで行つて成立するのかどうかが

わからない。生の事業と同じように進めま

すので、非常にコントロールは難しいので

すね。授業としては、大体これだけのこと

をたくさんやりますと、5、6回ぐらいか

けてやることですから、事件が2か

月ぐらいかけて解決していくという感じで

す。

それで、いまのような例えは依頼者と弁

護士との間のやりとりとか、ローフーム

内で弁護士同士がやりとりをするというよ

うなことについて、情報をコントロールし

ないといけないわけですね。実際の事例で

もそうですね。例えばローフーム

内のやりとりは、依頼者にはわからないわ

けですね。弁護士事務所内でいろいろな検

討をし、今度依頼者をどう説得しようかと

か、そんなことを依頼者がわかつてはいけ

ないわけです。そういうやりとりを、

3 開学の「ローマーリング」の実践例	
(1)医療教育での経験(SP=医療面接実習における模擬患者ボランティア)にヒント (2)特徴: ①リラクティの高い経験→緊張感が増れる ②市民の立場からのファードパックが導かれる ③ロースクール学生にとっての意義 ④机での勉強でないアクシット型教育 ⑤コミュニケーション能力の涵養、専門職の責任の自覚をアピールに促進する	10/16

2005年度以降

・依頼から交渉・調停へと進んでいく連続事業

・共有関係と連産分割がからむ事業

・事業はワイン・ファン等...競争的な土地・建物の

3 開学の「ローマーリング」の実践例	
(1)医療教育での経験(SP=医療面接実習における模擬患者ボランティア)にヒント (2)特徴: ①リラクティの高い経験→緊張感が増れる ②市民の立場からのファードパックが導かれる ③ロースクール学生にとっての意義 ④机での勉強でないアクシット型教育 ⑤コミュニケーション能力の涵養、専門職の責任の自覚をアピールに促進する	11/16

SCは模擬依頼者、Simulated Clientですね。模擬

依頼者がそれぞれのグループに1人ずつ来

るということです。この矢印は、結局この

グループとのグループが交渉するとい

うことです。同じ事例で違うグループでや

ることですね。適宜その間に打ち合わせをしな

ればできるわけですね。生の事例ではこう

いうことはありません。

そして、やり方として情報や資料は、も

ちろん模擬法律事務所ごとに別々に与える

ということですね。情報を共有することは

実際の事例ではありません。

それから、学生弁護士が何らかの資料を

収集しようとしたときには、実際の書証とか、取り寄せ書類というようなものは、最

初から与えないで教員が持つておくと。例

えば登記簿謄本のようなものであれば、学

生が法務局に取り寄せを出しますとい

うことを教員に向けて出すということです

ね。教員が、それではということで法務局

で登記簿謄本を出してあげるというふうな

こともあります。あるいは、依頼者的人が

持っていることもありますね。そ

いう場合は、依頼者的人にもちろん渡して

おきまして、弁護士からこういうものがあ

りませんかと言われたら、その依頼者的人、

が今度持ってくるというふうにするわけ

です。持っていないものを、時々持つていま

せんかと言われたりするので、当然持つて

いておかしくないものを言われた場合には、慌てて教員が次の授業までにつくた

りすることもございます。

流れがその下に書いてありますが、特徴

は交渉とか調停という場合に、学生同士の

12/16

は交渉とか調停という場合に、学生同士の

9/16

は交渉とか調停という場合に、学生同士の

5 1年生でのシミュレーション教育

▼民導事業を使った実験例 1年次のシミュレーション教育の実験例

- ・事業1…クラブのボーナスによる担当顧客の飲食代金の立替払い
- ・事業2…賃借人の音信不通と賃貸借解除・明け渡しの手力競争

13/16

5 1年生でのシミュレーション教育

- ・結果の総括
- (1)要取り、法情報リサーチ、検討、法的説明ともに12年生以上に決して学べない法律知識の確認
- (2)法律初学者への有効性の確認
- (3)法律知識の授業に合った教材作成の工夫

14/16

6 実務科目をめぐる現状と展望

- ★臨床科目を法科大学院で大きく発展させるために・理論と実務を兼ねる教育機関で行う意味の臨床教育は単なる実務訓練ではない、実務の理論化あるべき実務家像の探求である・様々な臨床教育の実践と成果の交流の必要性・法曹の基礎教育とのつながり

15/16

学生ですから、ネット上でやりとりをすることができますから、それができたらということで、ツールを開発しているということです。ローフームと官公庁とのやりとり、法務局、裁判所とのやりとりもあります。それからローフーム同士の内容証明をやりとりするとか、そちらのほうはこういうものを持っていないのか明らかにしてほしいといった要求をすることもあります。そういったことは依頼者にはわからないようにしてやるということですね。

ローフームと依頼者とのやりとりは、相手のほうの依頼者とかローフームには絶対わからないようにしておかなければいけない。ローフームが依頼者に報告をするのも、会って報告するのもありますけれども、メールのように、要するにパソコン上で報告書を送るということをやらせたりしています。それから、その下の教員と依頼者とのやりとりというのがあります。教育上そういうルートをつくっているということですね。

つまり、教員はオールマイティであります。ローフーム内の協議の様子とか、あるいはローフームと依頼者とのやりとりは、全部見ております。双方の当事者の全部のものを見ておりまして、教員は大体こういうふうにこっちのグループはなっていっているというのがわかるようになります。依頼者にはもちろん、最初からこういうところをこだわる役割というふうなことを言ってあるわけですけれども、学生の力量によって進行が進つたりたしますので、そこは教員がこそっと裏で依頼者に、学生の言うことをここで聞いてやってくださいとは言いませんけれども、

少し軌道修正をして、この点のこだわりを、場合によっては学生の言い方によっては少し柔軟に切り替えるということも対応してくださいとか、そういうことを裏でやるというふうなことをしています。

ちょっと見にくいかもしれませんが、もう少し図のようにしたものがこんなようなものです。これは業者に頼んでパソコン上の1つのネットワークのツールみたいなのがつくっているわけですから、事務所にそれぞれマイページを開けられるようにして、他のグループのマイページを開けられないようにするということですね。システム

でそれが独立したページになってしまふようにすることですね。クライアントと事務所との対話というものが1つあると。事務所内の共有施設とかそういうのがあるとか、それ以外に起案の提出というのがありますので、それは実際に使うのをあれば、1人ひとりに全部起案をさせて、教員に提出させるというふうな課題を提出させて、教員が添削して返すというルートもつくり出しています。ちょっと工夫をして、ローフーム内にいる教員とのやりとりは、全部見ております。双方の当事者の全部のものを見ておりまして、教員は大体こういうふうにこっちのグループはなっていっているというのがわかるようになります。依頼者にはもちろん、最初からこういうところをこだわる役割というふうなことを言ってあるわけですけれども、学生の力量によって進行が進つたりたしますので、そこは教員がこそっと裏で依頼者に、学生の言うことをここで聞いてやってくださいとは言いませんけれども、

参考論文(拙稿)

- ・「シミュレーション教育の意義と実践」(『自由と正義』2005年6月号)
- ・「法科大学院におけるシミュレーション教育の成果と課題」(『法科大学院における臨床法学教育の意義と課題』～実務家の立場から～)(法律報道2006年2月号)
- ・「シミュレーション教育の手法と教材の開発について」(『医療法論』を育てる』関西学院大学出版社、2007年)

16/16

と。みんな報酬請求というようなケースをやったのですが、お金の請求の事案をやりますと、学生はとにかく論争して相手に勝とうとするのです。いかに判例に自分のほうの考えが合っているかとか、相手の考え方を間違っているとか、そういう論争をしていつまでも解決をしないことがあるのですから、反省をしまして、もう少し内容をゼロサム型ではなくて、ウインウイン型にしようという工夫をしたり、それからファードバックというものが最初はできなっています。ファードバックをやったのは全然できないわけですね。ものを演じるプロではあっても、あなたの振り返りとか、そんなことはできないということですね。

そこで次の年からは、事例を簡単にして、先ほどの宮下先生の報告にありましたような模擬患者のグループに私たちも接触をして、今度は模擬患者ではなくて模擬依頼者をやりませんかと言ったら、やります、ありますということであってこれまで、そこから始めたということですね。しかし、

その人たちも模擬患者が本業ですから、今度は自前の模擬依頼者を私たちの手で人を集め、養成講座をやって、そういう人たちをアーチするということになってしまった。

少しだけヒツコを見たいでいたくといふことであるらしいでしょうか。このワインサイ
ン型の事例で、親族間の事例ですが、弟と
兄の共有の土地の上に兄名義の家が建って
いて、兄名義の家に弟が住んでいるという
事例で明け渡しを求める。土地の共有は
どうするとか、そういうような感じの事例
です。

—ビデオ上映—

このSC、模擬衣装着者の入ったシミュレーションの特徴は、もちろん医学部教育のSPにヒントを得たのですが、リアリティが非常に高いことがあります。私たちがお願いしているSCの皆さん非常にやる気まんまんで、どんなシナリオもすぐに覚えてくるという感じの人たちばかりです。早く授業で活躍したくて仕方がないと、待ちに待っている。とにかく空でいくらでもいろんなことを言ってくれるという感じなので、学生も本当の人が来ているようと思うみたいですね。終わってから、あの人たちは何者ですかと、そんな感じです。

それからファイードバックですね。終わってから必ず今日の相談の中はどういうふうなやりとりの中で自分はこんなことを思いました。学生にとってはやはり非常にアウトプット型の教育、緊張感のある教育の中で、やはりコミュニケーション能力も増しますし、専門職の責任というのも非常に考える機会になるということがあるかと思います。

それから、いまSCの養成ということを言いましたが、単に役割をやってくださいということだけではなくて、学生へのファイードバック方法の養成講座を開きまして、訓練のようなことをやっていきますつまり、2つの役割がありまして、ケースでの人物役を演じのですが、その中で学生のパフォーマンスに従った反応をするといふことが1つです。それから、ファイードバックですが、これはなかなか難しいのですね。3つほど気をつけながらようやく言っています。あれもこれも言っても学生にはわからないので、ポイントを教えるということと、それから事実に沿ってファイードバックするということですね。つまり、教員の代わりをするわけではないので、弁護士はこうあるべきだというようなことを言ってもらつては困るということですね。今日の打ち合わせの中でこういうやりとりをされたときに、自分はこういうふうに心が動いたとか、そういうことを言ってもらうことに意味があるわけです。これは教員には言えないことなので、そういう役割を果してもらう。

るのは学生が自分で評価をするし、教員がまたそれ以外のこと、あるいは法律的なことはコメントをするというふうに役割を分かれているということですね。褒めてくださいといふことはいつも言います。まず最初にこういうところで自分は心が動いた、これはよかったですということ、それからもう一つ、強いて言えばこんなこともやつてもらえると、自分としてはもつとホッとしたとか、そういったコメントをしてくださいというふうに言っています。

ちょっと時間もきましたので、この辺は飛ばしになりますが、いまのビデオは2年生でしたが、1年生でも基本的な法律はある程度学んでおりますので、法律相談の実践のようなことはやっておりまして、やらせてみると1年生も2年生も3年生も別に変わりません。1年生のほうがしっかりしている人がいたり、それはグループによります。法律的な力も1年生は劣っているからだめだとか、それは全然ないです。本当にリアルな体験をすれば、学生は必死で物事を調べてきて説明しようとします。そういう点では学年を問わないなどいうのが実感です。ですから、初学者にはこういうことはできないということはないということが私の実感です。

最後に、こういうことをやる意味、法科大学院における意味ですが、単なる実務訓練をしているのではないということですね。つまり、市民の人方がファイードバックをしてくれることによって、私たちが勝手にこういうものが弁護士の姿としていいんだというふうに思っているのが正しいのかどうかわからないわけですね。依頼者の人が実際にどう受け止めているのかを言ってもら

らうことによって、こういうことを法律家は気をつけいかなければいけない、考えていかなければいけないのだなど。自分が言っていることが通じているつもりでも、意外と通じていないとか、こういうことは意外と通じるんだとか、そういう法律家のあるべき姿を探求するのに、こういうシステムレーションのやり方は、それはそれで大きい意味があるのではないかと思っています。これは1つの例にすぎませんので、いろいろなやり方、局面があるので、意見交流をどんどんしていくければと思うっています。

これは別に法科大学院の教育に限らず、弁護士になってから的新人弁護士の教育にも全部使用することになるのではないかなど。こういったことがむしろいままでの弁護士の研修にも欠けていたのではないかという気がしております。

この画面は参考文献で、私がいろいろ書いてみたものを挙げさせていただいたといふことでございます。時間長くなつて恐縮ですが、以上です。ありがとうございました。

司会 亀井先生、どうもありがとうございました。

いまの亀井先生のご報告に対しまして、法政大学の中村芳彦先生にコメントをいただきます。

中村 法政大学で実務家教員をしております弁護士の中村と申します。

私は、ちょうど2000年のときに司法研修所で民事弁護教官をやっていました、研修所では、その年にはじめて法律相談のロールプレイをカリキュラムで取り上げて修習生にやってもらうことになりました。

いわばシミュレーション教育の初年度にかけて、またあたり、それから7年という歳月を経て、今日の菅原先生のデータベースの活用のお話、それから亀井先生の模擬法律事務所の活用のお話、といいういざれも先端的な動向をお聞きして、非常に感慨深いものがあります。コメントは、個人的なものになってしまふかもしませんが、お許しいただいて、そもそもシミュレーション教育の意義みたいなところから、取つかかうとしてお話をさせていただきたいと思います。

関して若干コメントさせていただくと、アリティを持たせるという以上に、いまの話で特に感じさせられたのは、やはり相談とか交渉とかADRというふうな一連の手続の流れに即して、学生が学べる世界が学べる世界が多様性を持った手続の展開であり、そういう多様性を持った手続のあり方を習得できる機会がある。それから、Simulated Clientを使うことによって、いろいろな感情的な問題にも対応する機会が提供されることで、法的な観點だけではなくて、多元的な視点を持つた形で学生が実際に接することができる。さらにそこから、交渉とかADRとかへと展開していく。

あるいは役所に問い合わせたり、内容証明を出したりというような多方向的に、いそんな人がそこに関わるということで、様々な人ととの間で対立や齟齬が起つてくる。場が動いていく。そういう機会というのはなかなか単純的な、例えば法律相談のローラープレイとかでは得られない、非常に大きな教育的意義があるのでないかを感じました。

それから、Simulated Client の活用に関する質問です。では、やはりこれほどこの法科大学院でロールプレイングをやっていますが、なかなかクライアント役を探していくのが苦労しているのが実情です。学生同士でやらせるとか、あるいは若手の弁護士を頼むと、どうしても思考が法的なものですから、法律用語を使つてもあまり違和感なく、そのまま通り過ぎてしまう。そうではなくて、あくまで市民の感覚、利用者の視点に立った相談や交渉や調停を実施するためには、こういう Simulated Client、前提としては医療における Simulated Patient があるのだと思いま

ますが、そういう存在が非常に大きいのではないかと思います。予算の問題を含めて、そういう役割を担う方をどうやってこれから育て、また広めていくかが、各法科大学院にとつての共通の課題であるように思います。

ADRの技法トレーニングといったものが盛んに行われるようになっています。そういった技法教育の意義というものが、おそらく臨床教育やこういったシミュレーション教育でも問われていくのだろうと思います。その場合の技法の意味ということに關しては、これは早稲田の法科大学院の和田仁孝先生が最近言つてらっしゃることですが、技法教育というのは、技法の限界とその背後にある果たすべき理念の体得を目指しているということだそうです。

私なりに解釈して、具体的に言いますと、たとえば、アクティブ・リスニングの技法で要約というがありますけれども、相談者の方がお話しされたことを一定程度お話をされたところで要約してあげる。これは調停でも使われる技法ですが、同じ要約といふ技法を使っても、それがクライアントにとって、非常にこの人はよく話を聞いてくれているというふうに感じられる要約と、非常にぎこちなく、わざとらしく感じられる要約があります。つまり要約といふ技法を使えばいいのではなくて、その居心地の良さ、悪さを体感できるかどうかといふところにその技法の意義が問われてくるように思います。

それは逆に言うと、おそらくシミュレーションだからそういう機会がある訳です。実験的に試みることができるということだからです。そして、事態の不自然さに気がつけるかどうかということが、実は1番技法教育の核心なのではないかと思います。そして、その観点では、先ほど亀井先生が指摘された振り返りという手法が、非常に重要な意味を持つくると思います。まさに、シミュレーションであるから振り返り

はできるので、なかなか実際の臨床の場面で振り返るというのは、先ほど亀井先生が指摘されたように、難しいものです。そして、そうした振り返りが行われることによって、学生だけではなくて、実は教員そのものも自分の中の思い込みみたいなものに気がつく機会として、シミュレーション教育は積極的に意義付けることができるのではないかと思います。

法科大学院はよく理論と実務の架橋の場と言われますけれども、私はもう一步踏み込んで、理論と実務の土台そのものを聞いてす試みをしていく必要があるし、それができる場がシミュレーション教育ではないかと常常々考えています。

には問題があることが、いま問われているわけで、そこを問い合わせる試みがやはりシリュレーション教育には求められているのではないかという。例えば、先ほどの模擬法律事務所のような様々な人々との関わりの中に身を置き、その関わりの中でしかも明かされない事実、しかも複雑な感情や様々な動きがあるわけ、そういうものをしっかりと見つめ、臨床法学ならではという考え方を生み出していく場として、シリュレーション教育を積極的に位置付けていくことが大事なのではないかと思います。

最後に、少しだけ時間を使いただいて、医療と法律学との違いというお話を提出したので、そのところだけ、感想をお話させいただきます。法律家は、医療と違い、当たり前のことですけれど、薬を使うわけではないし、手術をしたりするわけでもないわけです。あくまで、ことん言葉を使つていく。それは法規範であろうと、あるいは社会常識であろうと、あるいはいろいろなコミュニケーション・スキルであろうと、すべて言葉を媒介としながら、他者と関わる仕事であるわけで、そういう言葉の持つ意味は医療の場合以上に決定的に大きく、かつ重たいわけです。

しかし、残念ながらこれまでの法学教育、あるいは訴訟実務教育、いわゆる要件事実教育では、なかなかその中のごく一部しか扱うことができない、あるいはそもそも扱ってこなかった誤認です。そういうあたりをもう一度考え直し、捉え直していく試みの場が必要です。シリュレーションの中で様々なケースに学生が遭遇することによって、反省的に事態を捉えていく機会となり、また教員自身にとっても、こうし

た役割や機能があるのでないかと思います。そして、その場合 Simulated Client や Simulated Patientとの共通性、即ち利用者の視点がないところを基盤にしていくことでも重要な意味があると思います。具体的には、医療の世界の方が、実は間接法の研究や教育は、先ほどの OSCE のお話をのように進んでいるわけとして、より言葉の重要性が大きい等の法律学における臨床教育の方が立ち遅れているように思われます。もっとも内容面に關しては、即興的な要素が大きいので、試験とかにはあまりなじまないようになりますが、既存の法律学や実務のあり方に対して、シミュレーション教育の觀点から、その成果をもって積極的に提言していく必要性はあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

参考者 鹤井先生への質問です。私も先生が担当しておられる民事ローマーリングというのと似たような科目を担当している關係で、先生のやつておられるイメージをもう少し伺いたいと思います。先ほどの SC を使った授業では、一通りやるのに先生も 5、6回、2か月ぐらいかかるというお話をだつたのですけれども、15回の授業の中で SC を使ったケースというものを大体何コマぐらいやられていますか。それから、その中で SC の人というのは、どのくらいの登場回数と時間を費やされているのでしょうか。それから、授業と授業の間で学

生が行う交渉といふものには、大体学生がいわゆる予習・復習の時間に相当するものだと思ひますけれども、どのくらいの時間を使つてゐるか想定されているのか。そのあたりを教えていただけますでしょうか。

龜井 まず、第1点目のSCを使った授業の回数ですけれども、ちょっと年度によつても違います。先ほどのよろ長い事例というのは、5、6回連続というのがありましたが、そういうことばかりではなくて、授業の最初のはうの段階では、1回たった法律相談を入れたり、法律相談を2回に分けてやるとか、あるいは1つの事例についてX側の法律相談で1度やつてみて、全く同じ事例で今度はY側の法律相談を受けてみると。そういうことは実際の実務ではありませんが見えていうふうなことをやつたり、そうすると1回、1回というふうなこともございます。ですから、全体の中ではないわけですが、例えばそういうふうに置いてみると、両方側から見るとどう違うものが見えるというふうなことをやつたり、そこまでSCに来てもうロールプレイというのをメインに置いていることは事実です。その間に1回講義といふか、ディスカッションだけを入れたりとか、そんなふうにしています。

ちょっと私ども関西学院では、間に入れる、今回はディスカッションとか講義などといふときは、学生はまじめただけておりまして、もうSCの来るときはみんな本当に緊張感いっぱいで、目も輝いているのですが、教員だけの授業になりますとボートと申します。君ら、今日はどうしたんやと。今日はSCの方が来ませんとか言って、やつ

もうお1人からご質問をいただきます。

参加者 確認したいことが2、3点と

少しございました。確認をいただきたいところが1点ござります。確認させていただきたいことは、

科目の位置付けとして必修科目なのか、あるいは選択科目なのか、また、単位は何単位なのかということです。そして、担当者は

は先生だけなのか、担当者のご負担はどう

なのかということです。

それに絡めてご意見をお伺いしたいのは、将来展望といいますか、先ほどの中村

先生のコメントにもございましたけれども、関西学院では、この科目というはどういう位置付けを考えいらっしゃるのか。

それから私自身が、実は先生が言われたことにまさに同感でございまして、知識から始まるのではなくて、応用から始まつて思考して、知識は最後に来るんだという

ようなことが言われております。そういう意味で言うと、シミュレーション教育とい

うのはもつと下の学年、1年生の段階から始めて、理論教育のあり方というのを見直していくかなければならないのではないかと

いうふうに考えているのですから、ご意見を伺えればと思います。

畠井 先ほどの民事ローヤリングは2単位でありまして、2年生の秋に開講しております。必修ではありませんで、選択必修の中の1つです。選択必修というのは、ほかにちょっと科目名は別の名前が付いているのですが、わかりやすく言いますと、民事の模擬裁判、あるいは刑事の模擬裁判、それからクリニック、エクスターインシップ、それから先ほどの民事ローヤリング、この5つのうちどれかを選択すればいいと

いうことにしておりますので、現実にはあ

あいうシミュレーションの科目を履修した

上でクリニックとか、それが本当はいいの

ですけれども、あるいはそれと模擬裁判を両方やるとか、そうしてほしいところです

が、学生の負担もありまして、現実には民

事ローヤリングだけを取って卒業する、あるいは取らないでクリニックだけを取って卒業するというふうな学生がいるというの

が現状であります。

それから、担当教員は私と池田教授です。

科目によってちょっと違うのですけれども、この民事ローヤリングの関係は、1人ないし2人と組んでやっているということです。負担はかなり重いもので、1つ

のクラスの中に、さっきのように4つもグループがありますと、教員は座席や将棋の面面打ちというのをしなければいけない。

1人ではなかなかできないので、できるだけ助っ人を、研究者の教員に来てもらうこ

ともありますし、実務家の教員にちょっと来てもらったりして、こっちのグループを

この間ちょっと見てほしいとか、そんなことを頼んだりもしながらしているというこ

とです。

最後の1年生の点ですが、私は1年生というの、どうしても基本科目の勉強とい

うのがやっぱり中心ですので、1年生で民

事ローヤリングのこういう授業のように、

先ほどのように10回ほどSCが来て、

それで2単位の授業を1学期間かけてやる

というのは、1年生でやるのはちょっときついかなと。1年生の後期ぐらいなら、やつ

るよう、そういうことはいつも気をつけている、ちょっと負担を平均化するという

こととは気をつけています。

司金 どうもありがとうございました。

入門的な1年生の少人数のゼミのようなものですね。教員がいろいろなことをやっていいわけですが、そういう中で2コマぐらいいを使って、こういう体験もしてみると。

そういうことによって、普段やっている勉強というのが違ってくるはずだというふうな契機にする位置付けを主にしておりまして、1年生で全面的にやるというのには、ちょっとまだいまのところはやっていない。そのほうがいいかどうかというのも、私自身もまだ試行錯誤というような状況でございます。

ただし、2年生であっても、これはもうすごく学生にとつてはいい刺激になるようですね。要するに、法律というのは使わなければいけないんだということを実感するといふか、実際の事例では絵に描いたようなことはならないので、その中から問題を見つけていかなければいけない。答えを言わなければならない。人の力にならなければいけない。そういうことはやっぱりすぐ実感してくるという気はしております。

第2報告

国際M&Aをめぐる模擬契約

交渉のシミュレーション

早稲田大学が外国ワークショップの運営と先端性の活用

浜辺 勝也

早稲田大学院
法務研究科教授



司会 どうもありがとうございました。

それでは第2部の第2報告に入させていただきます。早稲田大学の浜辺勝也一郎先生から、シミュレーションを活用して行われております「国際契約交渉」の授業実践についてご報告いたします。

浜辺 早稲田大学では、国際性豊かな法曹の養成、そして高度先端の講座ということで、「国際契約交渉」という名前の講座を開いております。早稲田大学としてそういう講座を置いているのですが、なぜそういうのを置いているか、またなぜ必要かといふ点ですが、私が思いますには、私が弁護士になった20年ぐらい前は、いまほど

弁護士が、それほど新人から厳しい競争にさらされていなかつたのではないかと思うのですが、現代においてこうした国際的な実務に携わる弁護士というのは、かなり新規から結構な仕事をいろいろしている状況であります。

そういう中で、端的に言えば即戦力を身につけることのできるような教育といいますか、技法というものが教育できればいいのではないか、ロースクールにはそういうような要請もあったかと理解しています。そういうようなことで国際契約交渉という講座が3年生の前期に設置されておりまして、これはワシントン大学ロースクールヒンターネットによるテレビ会議システムを利用いたしまして契約交渉のシミュレーションを行っております。

したがって、シミュレーションで行う交渉の部分は、もちろん全部英語で行われます。ここで取り扱っている題材は、国際M&Aというこのなのですが、具体的には日本の上場会社をアメリカの企業が買収する。そういう状況における当初の交渉から交渉の終局のところまでを全体的に学習するというカリキュラムです。

後で具体的にご覧いただきますけれども、こうした教材の背景を説明します。実はしばらく前までは日本の企業がアメリカの企業を買うことが多かったのですけれども、最近は日本の企業が安いといふことで、日本の会社が買われるケースが多いんですね。したがって、パターク的にも日本会社が外国のアメリカの会社に買われるという状況というのは非常に多くなっているので、それを題材にして授業をするというわけです。

それからもう1つの背景について補足しますと、早稲田の側は4月から授業が始まっていますが、実際には4月、5月、6月まで開講していましたが、一方、ワシントン大学の側は3月から開講しまして、3月、4月、5月で終わってしまうのです。したがって、実際に学生たちが交渉できるのは4月